

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 7 月 1 日

さいたま市長

清水 邦人

さいたま市条例第 35 号

さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例

さいたま市監査委員条例（平成 13 年さいたま市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第 10 条 法第 75 条第 3 項及び第 5 項の規定による送付、公表及び提出、法第 199 条第 9 項及び第 13 項の規定による提出及び公表（議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。） ）、法第 235 条の 2 第 3 項及び地方公営企業法第 27 条の 2 第 2 項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。） 並びに法第 243 条の 2 の 9 第 3 項（地方公営企業法第 34 条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から 60 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第 10 条 法第 75 条第 3 項及び第 5 項の規定による送付、公表及び提出、法第 199 条第 9 項及び第 13 項の規定による提出及び公表（議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。） ）、法第 235 条の 2 第 3 項及び地方公営企業法第 27 条の 2 第 2 項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。） 並びに法第 243 条の 2 の 8 第 3 項（地方公営企業法第 34 条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から 60 日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、令和 8 年 9 月 24 日から施行する。